

令和5年度 特定課題評価における実施方針（案）新旧対照表

新 (R5)	旧 (R4)	備 考
<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第4条第1項の規程により定める第5条第1項の規定に基づき、令和5年度特定課題評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>1 趣 旨 北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第4条第1項の規程により定める第5条第1項の規定に基づき、令和4年度特定課題評価に関する実施方針を定める。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>2 基本的な考え方 令和5年度政策評価基本方針第2の2(3)の規定により、特定課題評価を実施する。</p>	<p>2 基本的な考え方 令和4年度政策評価基本方針第2の2(3)の規定により、特定課題評価を実施する。</p>	<p>・年度の更新</p>
<p>3 評価の対象</p> <p>(1) 対象 総合計画に掲げる政策を対象とする。</p> <p>(2) 単位及び範囲 総合計画の政策展開の体系上の21の政策の柱を単位とし、次の7つの政策の柱を対象範囲とする。</p> <p>ア <u>安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立</u> イ <u>強靱な北海道づくりとバックアップ機能の發揮</u> ウ <u>本道の優位性を活かした力強い地域産業の創造</u> エ <u>道民をはじめ国内、そして世界中から愛される「観光立国北海道」の実現</u> オ <u>協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築</u> カ <u>だれ一人取り残さない、だれもが活躍できる社会づくり</u> キ <u>世界に飛躍するスポーツ王国北海道の実現</u></p>	<p>3 評価の対象</p> <p>(1) 対象 総合計画に掲げる政策を対象とする。</p> <p>(2) 単位及び範囲 総合計画の政策展開の体系上の21の政策の柱を単位とし、次の7つの政策の柱を対象範囲とする。</p> <p>ア <u>安心で質の高い医療・福祉サービスの強化</u> イ <u>道民生活の安全の確保と安心の向上</u> ウ <u>農林水産業の持続的な成長</u> エ <u>中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生</u> オ <u>良質で安定的な雇用の場づくりと産業人材の育成・確保</u> カ <u>ふるさとの歴史・文化の発信と継承</u> キ <u>連携・協働・交流による未来に向けた地域づくり</u></p>	<p>・R5評価の対象範囲を変更</p>
<p>4 評価の視点</p> <p>(1) 目標の達成状況 総合計画の指標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応</p> <p>(2) 連携状況等 関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の向上への対応</p> <p>(3) 緊急性、優先性 社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応</p>	<p>4 評価の視点</p> <p>(1) 目標の達成状況 総合計画の指標の達成状況や達成する上での課題など、道政上の課題への対応</p> <p>(2) 連携状況等 関連する施策間・部局間での相互連携や多様な主体による連携・協働の推進など、行政サービスの質の向上への対応</p> <p>(3) 緊急性、優先性 社会経済情勢の変化や道民の要請等を踏まえた緊急的・優先的な取組や新たな課題等への対応</p>	

新 (R5)	旧 (R4)	備 考
<p>5 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、令和<u>5</u>年<u>8</u>月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。</p>	<p>5 評価の時点 評価の時点は中間評価とし、令和<u>4</u>年<u>7</u>月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度の更新 ・政策的な経費が2定補正予算で計上されていることに伴う変更
<p>6 評価の実施方法 (1) 総合計画の政策体系に沿って整理された施策の評価調書を基に、対象となる政策の柱の評価調書を作成する。 (2) 北海道政策評価委員会の知見の活用に努めるため、評価の対象となる政策の柱を構成する施策の実施機関（所管部局）に対して基本評価等専門委員会によるヒアリング等を行う。</p>	<p>6 評価の実施方法 (1) 総合計画の政策体系に沿って整理された施策の評価調書を基に、対象となる政策の柱の評価調書を作成する。 (2) 北海道政策評価委員会の知見の活用に努めるため、評価の対象となる政策の柱を構成する施策の実施機関（所管部局）に対して基本評価等専門委員会によるヒアリング等を行う。</p>	
<p>7 実施に係る細目 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>7 実施に係る細目 その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	